

議案第 70 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 月 2 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第　　号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第14号中「12, 800円」を「12, 800円。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、12, 800円にその者の職務時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」に改め、同表第15号中「11, 300円」を「11, 300円。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、11, 300円にその者の職務時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」に改め、同表第18号中「10, 900円」を「10, 900円。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、10, 900円にその者の立会時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」に改め、同表第19号中「9, 600円」を「9, 600円。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、9, 600円にその者の立会時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲

法第95条の規定による投票について適用し、同日前までにその期日を公示され、又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は同条の規定による投票については、なお従前の例による。

(提案理由)

投票管理者等が交替して職務を行う場合の報酬の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。